

M&A支援機関登録制度における中小M&Aガイドライン（第2版）の適用スケジュールについて

- ① 令和5年8月時点で既に登録済の事業者
- ② 令和5年9月～令和5年12月までに新規で登録申請し、登録された事業者
 - ⇒ 令和6年3月31日までに第2版遵守のための対応を完了した上で、第2版の遵守宣言が必要。
遵守宣言した日の翌営業日から第2版を適用。
 - ※ 仮に遵守宣言をしなかったとしても、令和6年4月から第2版を適用。
- ③ 令和6年1月以降に新規で登録申請する事業者
 - ⇒ 令和6年1月以降の登録申請時点から第2版を適用。

